

損保2（問題）

問題1. 次の文章の空欄を適当な語句で埋めよ。

[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。]（15点）

- (1) 保険業法第116条第2項では、の保険契約で内閣府令・財務省令で定めるものに係る責任準備金の及びその他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣及び財務大臣が必要な定めをすることができるとされている。この規定に基づいて算出する責任準備金をという。
- (2) 損害保険会社の保険計理人の関与事項は、保険業法施行規則第77条の規定によれば、同76条各号に定める保険契約に係る以下の事項である。
- A. の算出方法
B. 責任準備金の算出方法
C. 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法
D. の算出方法
E. の算出（を計算する保険契約に係るものに限る。）
F. その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項
- (3) 責任準備金を概念的に3つに分類すると
- A. に対する期待値としての責任準備金
B. 確率変数の期待値との差に起因する責任準備金
C. 現時点におけるに備えるための責任準備金
- となる。このうち、Aについては、との二つの認識方法がある。これらの認識方法が適正な結果をもたらすためには、が適正な水準にあり、が機能している場合に限られる点に注意が必要である。

問題2. 次の問に答えよ。[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。]（15点）

- (1) 保険会社の資産運用については、健全性の確保の観点から保険業法第97条第2項及び第97条の2により制限が加えられている。
- ① 下線部の規制内容を簡潔に説明せよ。
② 保険会社の資産運用は、保険業法以外の法律によっても規制されている。このうち代表的な法律の名称を一つあげ、その規制の内容を簡潔に説明せよ。
- (2) 損害保険会社の普通責任準備金に関し、保険業法施行規則第70条に規定されている内容について整理して簡潔に述べよ。

問題3. 普通火災保険のみを取り扱うA損害保険会社が下記の条件の下で収支計画を策定している。台風損害の有無による収支の変動について以下の間に答えよ。

[解答と計算過程は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。解答が小数点以下の端数を持つ場合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで示すこと。]

(18点)

[条件]

- ・ 元受保険料は当年度15,000とする。元受契約に係る手数料の支払は、代理店手数料のみとし、その金額は、元受保険料の20%とする。また、受再保険に係る諸取引はない。
- ・ 出再保険は、台風損害1事故につき、正味損害額が4,000を超過する金額について、5,000を限度として回収するELC契約を再保険料2,000で締結している。なお、この契約に係る出再保険手数料の受取はない。
- ・ 元受・出再取引ともに諸返戻金等の支払・受取はない。
- ・ 元受保険金は、台風損害以外の支払については元受保険料の40%とし、支払備金の積増額はないものとする。
- ・ 損害調査費は、元受保険金の10%とする。
- ・ 保険引受に係る営業費及び一般管理費は、2,000とする。
- ・ 普通責任準備金は、前年度末残高7,200とし、当年度末残高は、正味収入保険料の60%とする。
- ・ 異常危険準備金は、前年度末残高3,000とし、当年度の繰入率は3.8%とする。

(1) 当年度に台風損害が発生しなかった場合、当年度の以下の値を求めよ。

- ① 正味収入保険料
- ② 正味損害率(含む損害調査費)
- ③ 正味事業費率
- ④ 保険引受利益

(2) 当年度に台風損害(1事故)が発生し、当該台風に係る支払保険金が5,000となった場合、

A. 当年度の以下の値を求めよ。なお、台風損害に関しては、すべて当年度中に保険金が支払われ、期末の支払備金残高はないものとする。

- ① 正味損害率(含む損害調査費)
- ② 異常危険準備金積増額
- ③ 保険引受利益

B. 翌年度さらに当年度と同額の台風損害が発生した場合、翌年度の以下の値を求めよ。ただし、翌年度の条件は、責任準備金の前期末残高以外は当年度と同一とする。

- ① 責任準備金積増額
- ② 保険引受利益

C. 翌年度について、保険引受利益の安定といった観点から、どのような問題点があると考えられるか。また、これに対して考えられる対応策を述べよ。

問題 4. 以下の記述について誤りがあれば×をつけて誤りの内容を説明のうえ訂正し、正しい場合には○をつけよ。

[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。] (12点)

- (1) 自動車損害賠償責任保険は、利益も損失も一切生じないノーロス・ノープロフィットを原則としているため、責任準備金も義務積立金、調整準備金、運用益積立金、付加率積立金の4種類に分けて特殊な積み立てを行っている。したがって、自動車損害賠償責任保険からは税務上課税関係が生じない。
- (2) 金融商品会計における、その他有価証券の評価差額の処理方法は、全部資本注入法と部分資本注入法が選択できるが、どちらを選択してもソルベンシー・マージン比率の値は変わるところはない。
- (3) 保険会社の売上げの大半を占める保険料の收受は、消費税の免税取引とされている。
- (4) 保険業法施行規則では、保険会社が保険契約を再保険に付した場合、その相手先が一定の要件を満たしていれば当該再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことを認めているが、この規定は支払備金にも準用することとなっている。

問題 5. 次の問に答えよ。(40点)

近年、市場競争の中で健全性を維持しながら収益性を向上させていくことが、損害保険会社経営上の重要な課題となっている。

- (1) 上記下線部に関連する次の3つの経営指標について、その意味と計算方法を簡潔に述べよ。
A. 正味事業費率 B. 株主資本利益率 C. ソルベンシー・マージン比率
- (2) 損害保険会社の健全性の維持と収益性の向上は、それぞれ、どのような観点から求められているのかを述べたうえで、両者の関係について、(1)のA～Cの経営指標に言及しつつまとめよ。更に、上記の課題をどのように達成していくべきかについて所見を述べよ。

以上

損保 2 解答例

問題 1

- (1) ①長期 ②、③積立方式、予定死亡率（順不同）
④標準責任準備金
- (2) ①保険料 ②契約者価額 ③支払備金 ④保険料積立金
- (3) ①未経過責任 ②実現値 ③予想最大損害
④、⑤収支残高法、未経過保険料法（順不同）
⑥料率水準 ⑦大数の法則

問題 2

(1) -①

保険業法第 97 条第 2 項では、「保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。」とし、資産の運用方法に制限を加えている。

また、同第 97 条の 2 では、第 1 項で「内閣府令で定める資産については、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。」として資産の運用の額に制限を加えているほか、第 2 項で「保険会社の同一人（当該同一人と内閣府令で定める特殊の関係のある者を含む。）に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。」として同一人に対する資産の運用額の制限を規定している。なお、この同一人に対する資産の運用額の制限については、第 3 項で、保険会社の子会社等の運用額を合算した額についても内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならないとしている。

これらの運用方法及び運用額に関する制限の詳細は、保険業法施行規則に規定されている。

(1) -②

法律名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

規制の内容：保険会社を含む金融業を営む会社（以下金融会社という）による国内の会社の株式の保有については、金融会社による事業支配力の過度の集中を未然に防止し、公正かつ自由な競争を促進する観点から、同法第 11 条により、その発行済株式総数の 5%（保険会社の場合は 10%）を超えて保有することが禁止されている。

(2)

普通責任準備金として以下の①および②の合計額を積立なければならない。
(自動車損害賠償責任保険および地震保険に係る責任準備金の積み立てについてはこの限りでない。)

ただし、当該事業年度における収入保険料(払戻積立金に充てる金額を除く)の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金・返戻金・支払備金及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

①. 保険料積立金

保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

ただし積立額は以下の額を下回ることができない。

- ・標準責任準備金対象契約に関しては標準責任準備金
- ・標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した金額
この最低基準に関する規定は、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には適用しない。ただし、この場合においても保険料積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

②. 未経過保険料

収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額

なお、上記規定による積立額では将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる場合には、保険料及び責任準備金の算出方法書を変更することにより、追加して普通責任準備金を積み立てなければならない。

問題 3

(1) ①13,000

$$\text{正味保険料} = \text{元受保険料} - \text{再保険料} = 15,000 - 2,000 = 13,000$$

②50.8%

$$\text{元受保険金} = \text{元受保険料} \times 40\% = 15,000 \times 40\% = 6,000$$

$$\text{再保険金は発生しないので、正味保険金} = 6,000$$

$$\text{損害調査費} = \text{元受保険金} \times 10\% = 6,000 \times 10\% = 600$$

$$\begin{aligned} \text{正味損害率} &= (\text{正味保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味保険料} \\ &= (6,000 + 600) \div 13,000 = 50.76\% \rightarrow 50.8\% \end{aligned}$$

③38.5%

代理店手数料＝元受保険料×20%＝15,000×20%＝3,000
保険引受にかかる営業費及び一般管理費は、2,000なので
正味事業費率＝(3,000+2,000)÷13,000＝38.46%→38.5%

④306

未経過保険料積増額＝(13,000×60%)－7,200＝600
異常危険準備金繰入額＝13,000×3.8%＝494
異常危険準備金取崩額は、損害率＝6,000÷13,000＝46.2%<50%なので、
0となる。

したがって、責任準備金積増額＝600+494＝1,094

また、支払備金積増額は0なので保険引受利益は次のとおりの計算となる。

(+) 正味収入保険料	13,000
(-) 正味支払保険金	6,000
(-) 損害調査費	600
(-) 諸手数料及び集金費	3,000
(-) 営業費及び一般管理費	2,000
(-) 責任準備金積増額	1,094
(-) 支払備金積増額	0

保険引受利益 306

(2) A①85.4%

台風損害が5,000発生したので、元受保険金＝6,000+5,000＝11,000
再保険金は台風損害についてELC契約から1,000回収されるので、
正味保険金＝(11,000－1,000)＝10,000
損害調査費＝元受保険金×10%＝11,000×10%＝1,100
正味損害率＝(正味保険金+損害調査費)÷正味保険料
＝(10,000+1,100)÷13,000＝85.38%→85.4%

②△2,506

異常危険準備金繰入額は、前記のとおり494
異常危険準備金取崩額は、異常損害額＝10,000－13,000×50%＝3,500
となるが、前期末残高が3,000なのでMin(3,500, 3,000)＝3,000となる。
したがって、異常危険準備金積増額＝494－3,000＝△2,506

③△1,194

前記をまとめると保険引受利益は次のとおりの計算となる。

(+) 正味収入保険料	13,000
(-) 正味支払保険金	10,000
(-) 損害調査費	1,100
(-) 諸手数料及び集金費	3,000
(-) 営業費及び一般管理費	2,000
(-) 責任準備金積増額	-1,906
(-) 支払備金積増額	0
<hr/>	
保険引受利益	-1,194

B① 0

未経過保険料積増額は、正味保険料が前年と同額なので、0

異常危険準備金繰入額は、前記のとおり 494

また、異常危険準備金取崩額も前記のとおり異常災害損失は、3,500 であるが、前期末残高が 494 となるので、取崩額も 494 となる。したがって、異常危険準備金積増額も 0 となる。

②△3,100

前記をまとめると保険引受利益は次のとおりの計算となる。

(+) 正味収入保険料	13,000
(-) 正味支払保険金	10,000
(-) 損害調査費	1,100
(-) 諸手数料及び集金費	3,000
(-) 営業費及び一般管理費	2,000
(-) 責任準備金積増額	0
(-) 支払備金積増額	0
<hr/>	
保険引受利益	-3,100

C

台風等の自然災害による多額の保険金支払に対し収支の安定を確保するための方策としては、再保険と異常危険準備金が代表的なものとして考えられる。

A保険会社の場合は、当年度の台風損害により異常危険準備金が枯渇してしまうことにより、翌年度以降、自然災害などによる大きな収支変動に対する対応策をもつばら再保険に頼らざるを得ない状況になってしまふところに問題がある。収支の安定といった観点から、次のような方策をとるべきと考えられる。

①コスト（再保険料）とのバランスを勘案した上で、ELCのエクセスポイントを引き下げるなど、再保険カバーを厚くする。

②異常危険準備金の割増繰入を実施し残高水準の回復に努める。

問題4

(1) -×

義務積立金を除く、調整準備金、運用益積立金および付加率積立金は有税である。したがって課税関係は生じる。

(2) -×

ソルベンシー・マージンでは、その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合にその差額の90%が算入される。つまり、全部資本注入法の場合、含み益銘柄と含み損銘柄を合わせて含み益となっているとき、含み損部分も90%がソルベンシー・マージンに算入されることとなる。

一方で、部分資本直入法の場合、含み損銘柄の含み損部分は利益(損失)認識され、当期末処分利益として剰余金に計上され、(税効果相当額を含めると)含み損100%相当額がソルベンシー・マージンに算入されることとなる。

(3) -×

保険料の収受は、消費税の免税取引ではなく非課税取引である。

(4) -○

保険業法施行規則第71条、同第73条の規定のとおり。

問題 5

(1)

A. 正味事業費率

計算方法は次のとおり。

$$\frac{\text{諸手数料} + \text{営業費及び一般管理費} + \text{及び集金費 (保険引受に係るものに限る)}}{\text{正味収入保険料}} \times 100\%$$

一般的に正味事業費率は会社の経営効率を示す指標といわれる。

正味事業費率は、元受事業費率・受再事業費率・出再事業費率の各正味保険料ウェイトによる加重平均値であり、保険種目別事業費率の各正味保険料による加重平均でもある。したがって、事業費率は再保険取引の多少、保険種目構成により左右されるのであり、経営効率の分析を行うにあたっては単純に事業費率の高低を比較するだけでなく、より細かな分析が必要となる。

B. 株主資本利益率

計算方法は次のとおり。

$$\frac{\text{当期利益}}{\text{株主資本}} \times 100\%$$

ROE (Return On Equity) とも呼ばれる。株主資本(自己資本)に対しどれだけの当期利益を計上したかという指標であり、株主資本の投資効率を表わしたものとといえる。株主の立場からみた、投資効率尺度になる。

C. ソルベンシー・マージン比率

計算式は次のとおり。

$$\frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \div 2} \times 100\%$$

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てているが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見積を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要がある。こうした「通常の見積を超える危険」を示す「リスクの合計額」に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算した比率である。

(2)

<<解答のポイント>>

- ・ 下記①～③は、解答例に示した様な論点が整理して述べられていればよい。
- ・ ④については①～③で整理した論点を踏まえ各自自由に所見を述べられたい。

①健全性の維持

損害保険会社は、危険の分担と経済準備の形成によって保険契約者に対して安全を提供することを事業としている。ここで、損害保険会社自身の安全性、すなわち健全性が維持されていなければ、保険契約者に安全保障を提供することはできない。従って、損害保険会社の健全性維持は、契約者保護と国民経済の円滑な運営といった観点から不可欠の事項と認識されている。

②収益性の向上

損害保険会社も事業会社の一つであり、長期にわたって事業運営を安定的に継続していくという継続企業の観点から、一定の収益を上げて株主等に利益還元を行うと共に、内部留保を蓄積し、将来に向けた投資を行っていくことが必要である。また、最近では、資本市場において株主の立場から株主価値向上が強く求められるようになってきているほか、保険市場や資本市場において損害保険会社を評価する格付機関や投資家などが利益水準、事業費率、株主資本利益率（ROE）などに注目し会社の優劣を判断する際の指標の一つとしており、これらに応じて株主価値の向上を図り市場から一定の評価を受けることが事業継続の一つの要件となっている。

③両者の関係

損害保険会社に限らず、継続企業の要件を満たすために健全性と収益性は車の両輪の関係にあるといえる。すなわち、健全性を維持していなければ顧客、株主、債権者などの会社の利害関係者は離れて行き、収益性を高めることができないばかりか事業運営が困難な状態になるであろうし、収益性を度外視した事業運営を行えば早晩健全性に問題が生じ同様の状態に陥ることも明らかである。従って、収益性を高めることは健全性の維持に繋がり、健全性の維持は収益性追求の前提条件であるということが出来る。経営指標との関連でいえば、事業運営を効率化し事業費率を下げていく方策は、収益性を高めることを通して健全性の維持にも繋がるものである。

これに加えて、損害保険会社の場合特に考慮すべきなのは、リスクと収益性

の関係である。損害保険会社にとって収益の源泉はリスク・テイクにある。一方、リスク・テイクによって収益性を追求することが健全性の維持と相反する場合が考えられる。すなわち、積極的にリスク・テイクを行うことで期待収益を高め収益性を向上させようという方策は、健全性の低下につながる場合もあり、リスク・テイクが自社のリスク負担能力を超えて行われることは、健全性の維持の観点から受け入れられないものである。

ここで、損害保険会社のリスク負担能力を何で測るかということが問題になるが、ソルベンシー・マージン比率による規制の考え方にも表れているように、リスク負担能力の目安は資本の十分性にある。これは、収益性を追求するためのリスク・テイクの裏づけとなるリスクバッファの基本は資本であるという意味である。健全性の観点からは、同じリスク負担であればリスクバッファの基本である資本が大きいほど健全性が高まる（ソルベンシー・マージン比率も高くなる）のであるが、一方、リスク負担と期待収益を一定とした場合、資本が大きくなるにつれて、投下資本に対する収益性（株主資本利益率（ROE））は低くなっていくという関係になる。

④課題の達成—健全性と収益性両立の方策

ここでは、健全性の維持と収益性の向上を両立させるための方策として、事業運営の効率化と統合リスク管理を取り上げる。

A. 事業運営の効率化

これは、効率化の推進を通して実現する収益性の向上によって健全性維持を図っていくという方策である。

事業運営の効率化の方策として、経営戦略レベルでは、99年頃より損害保険業界でも活発になった合従連衡策による経営効率の追求が具体例としてあげられる。また、事業分野の「選択と集中」による経営資源の効率的配分も事業運営の効率化に資するものと考えられる。

オペレーションレベルでは、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）があげられる。損害保険業界でも代理店にパソコン端末を導入して募集業務の効率化を図ったり、コールセンターに照会業務を集中化したりといった動きが見られる。特に今後は高度に進歩したIT(Information Technology)を利用した一層の効率化を進めていくことが市場での競争上不可欠となるものと思われる。

B. 統合リスク管理

金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」に「どの程度のリスクを取りどの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか」とある通り、保険会社を含む金融機関は、健全性と収益性のバランスを考慮し、リスクとリターン(収益)そしてリスク・テイクの裏づけとなるバッファの基本としての資本を結びつける枠組みの中で収益管理を行うべきである。

この枠組みのあり方として、日本銀行検査局リスクアセスメントグループが「金融機関における統合的なリスク管理(日本銀行調査月報 6月号掲載)」(http://www.boj.or.jp/ronbun/ronbun_f.htm からも入手可能)で、その考え方の一例を示した「統合リスク管理」は損害保険会社にとっても有用なものと思われる。

この論文で取り上げられている「統合リスク管理」の概要は次の通りである。

統合リスク管理とは、「様々なリスクを共通の見方で統合的に捉えたうえで、(Ⅰ)経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保、(Ⅱ)リスク調整後収益に基づいた経営管理(業績評価、資源配分等)による収益性や効率性の向上、を目指す体制」である。

具体的な実務には様々なバリエーションがあるが、一般化すれば次の i、ii を行っただけで、iii～vi を継続的に行う管理プロセスとして整理できる。

- i 様々なリスクを統合的に管理するリスク管理部署を設置し、当該リスク管理部署が全社横断的なリスク管理の調整を行う。
- ii 各業務運営部署が抱えるリスクのうち、可能なものについて Value at Risk (VaR) 等の共通の尺度を用いて計量化を行う。
- iii リスクに見合う資本(リスク資本)を管理会計上、経営から各業務運営部署に対して配賦する。
- iv リスク枠、損失限度枠の設定等を通じ、各業務運営部署では配賦されたリスク資本の範囲内でリスク・テイクを行う。
- v リスク・テイクの結果得られた収益について、経営は、リスク資本との関係から各部署のパフォーマンスを評価する。
- vi こうして得られたリスク調整後収益指標や自己資本対比リスク資本の水準を基に、経営は、経営資源配分、業務戦略、資本調達方針、リスク管理体制等の見直しを行う。一方、リスク資本を踏まえた評価基準の導入により、業務運営部署に対して、リスクを意識した運営に努めるインセンティブ付

けがなされる。

このプロセスを実行する枠組みが構築されれば、リスクーリターンー資本という関係で収益目標を捉え管理することが可能となる。その結果、自社のリスク負担能力を超えた収益追求であるとか、資本の効率的な利用ができずに収益機会を逸失するといったアンバランスな企業行動を回避し、会社が自ら決定したリスク・テイクの方針の下で健全性と収益性の最善のバランスを目指していくことができると考えられる。そして、こういう体制を整えているということが、株主、格付機関、投資家そして保険契約者などの資本・保険市場での評価に繋がっていくものであろう。